

令和3年1月27日

土木部 監理課  
建設業振興グループ  
担当：中  
内線：5020  
外線：076-225-1712

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	Q・ガーデン株式会社	代表者氏名	廣村 卓也
主たる営業所の所在地	石川県金沢市八田町東895		
許可番号	石川県知事 (般-28)第16940号	許可を受けている建設業の種類	土/と/石/鋼/舗/し /園/水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年1月27日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第1項第3号該当)		
処分の内容(営業の停止)			
1 停止を命ずる営業の範囲 全国における建設業に係る営業の全て			
2 期間 令和3年2月11日から令和3年2月13日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
<p>Q・ガーデン株式会社の代表取締役は、従業員と共謀のうえ、会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成31年4月19日、金沢市内の空き地において、廃棄物である廃木材、ベニヤ板等約32キログラムを焼却した。</p> <p>以上のことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したとして、同社及び同社の代表取締役は、令和元年10月15日に起訴され、同月23日付けで、金沢簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			